

令和元年 5 月 27 日

横浜市教育長 鯉渕 信也 様

横浜市いじめ問題専門委員会

委員長 影山 秀人

平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について（意見具申）

令和元年 5 月 16 日付教人児第 292 号により諮問のありました案件については、令和元年 5 月 16 日の横浜市いじめ問題専門委員会で審議を行い、次のとおり意見を具申します。

1 案件名

平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

2 意見

別紙、意見書にまとめたので、取組の参考にされたい。

意見書

令和元年5月27日

横浜市いじめ問題専門委員会

1 はじめに

平成 29 年 3 月にまとめられた「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に基づき、平成 30 年度に教育委員会が実施した「学校の取組」「教育委員会事務局の取組」「再発防止策にかかる仕組みづくり」について、本委員会に意見を求められた（諮問）。

本委員会は、発足以降、複数のいじめ重大事態事案について調査・審議を重ねており、各委員がその専門分野の立場から経験を踏まえ、再発防止の取組について、意見を述べることにした。

本委員会からの意見を参考に、実効性がある再発防止策の取組を更に進めていただきたい。

2 諮問事項

平成 30 年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

3 諮問事項に対する意見

- ・学校いじめ防止対策委員会が毎月 1 回以上開催されているという報告だが、過去の調査では、学校いじめ防止対策委員会の開催を既存の組織で代替したり、参加すべきメンバーが出席していないような事例があったことから、学校いじめ防止対策委員会が形骸化しないよう、しっかりとした対応が求められる。
- ・児童支援専任教諭の後補充非常勤職員の常勤化の拡充は効果的であり、その方向で進めるべき。
- ・児童支援専任の体制の整備も大事だが、専任教諭がしっかりと児童生徒や保護者に十分聴き取りができるよう研修等を充実させる必要がある。

- ・いじめ事案へは専門家が早期に関わるのが大事である。中学校ブロックにスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が配置されると取組が進むと思うが、このSSWが早期に支援に関わることができるためには、各学校でのアセスメントが重要であることから、アセスメントをしっかりと行えるよう、各学校への研修等を検討すると良い。
- ・児童生徒は、いじめについて電話での相談に抵抗があると言われており、SNSの方が相談しやすい面もあると思われることから、SNSを活用した相談体制の構築を進めてほしい。また、児童生徒や保護者への周知を徹底してほしい。
- ・SNSやソーシャルメディアへの対応については、第一義的には保護者が取り組むべきと考えるが、それだけではなく保護者、地域、事業者など、社会全体で取り組むものである。保護者との連携や保護者との積極的な関わりも必要であるし、保護者が周りにつながっていくことも重要である。

4 おわりに

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象とした再発防止・未然防止の観点が必要である。30年度いじめ認知件数の増加は、引き続き、いじめに対する定義理解の深まりを表していると捉えることが出来る。学校や教育委員会事務局における更なる体制の充実を図り、再発防止の取組を進めていただきたい。

教人児第 292 号
令和元年 5 月 16 日

横浜市いじめ問題専門委員会

教育長 鯉渕 信也



平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の
取組状況について（諮問）

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条の規定に基づき、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる調査に関する再発防止策について、次の事項を諮問します。

1 平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

（諮問理由）

教育委員会では、平成29年3月に「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」をまとめ、再発防止の取組を進めてきました。再発防止策として「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる仕組みづくり」に係る30年度取組状況について、御意見を伺います。

【担当】教育委員会事務局

人権教育・児童生徒課

電話：045-671-3295

FAX：045-671-1215